久慈地域雇用開発計画

令和８年 10 月

岩　　手　　県

目　　次

１　はじめに　・・・

久慈地域雇用開発計画

1　はじめに

本県の雇用情勢は、震災復興関連需要や経済の回復に伴い、平成25年５月以降、有効求人倍率が１倍台で推移しているものの、全国平均を下回る状況である。

本県北部の久慈地域においては、求職者の総数に比して雇用機会が不足しており、令和７年度の有効求人倍率は１倍を下回るなど、県内他地域よりも低い水準となっている。

また、雇用の確保に直結する企業の立地が多くないことに加え、人口減少等に伴い地域産業を支える人材の確保が課題となっていることから、企業誘致や地場産業の振興による雇用の創出と併せて、企業のニーズに対応した人材の育成・確保を図る必要がある。

このため、久慈地域を地域雇用開発促進法に定める雇用開発促進地域とし、国が策定した「雇用開発促進地域及び自発雇用創造地域における地域雇用開発の促進に関する指針」を踏まえて地域雇用開発計画を策定し、これに沿って地域雇用開発を図るための措置を講じていく必要がある。

2　雇用開発促進地域の区域

(1)　区域

久慈地域雇用開発計画において、雇用開発促進地域とする区域は、久慈公共職業安定所が管轄する久慈市、洋野町、野田村及び普代村の１市１町２村とする。

〔対象地域〕

地　域	公共職業安定所名	市　町　村　名
久　慈　地　域	久慈公共職業安定所	久慈市、洋野町、野田村及び普代村

(2)　区域の概況

ア　面積

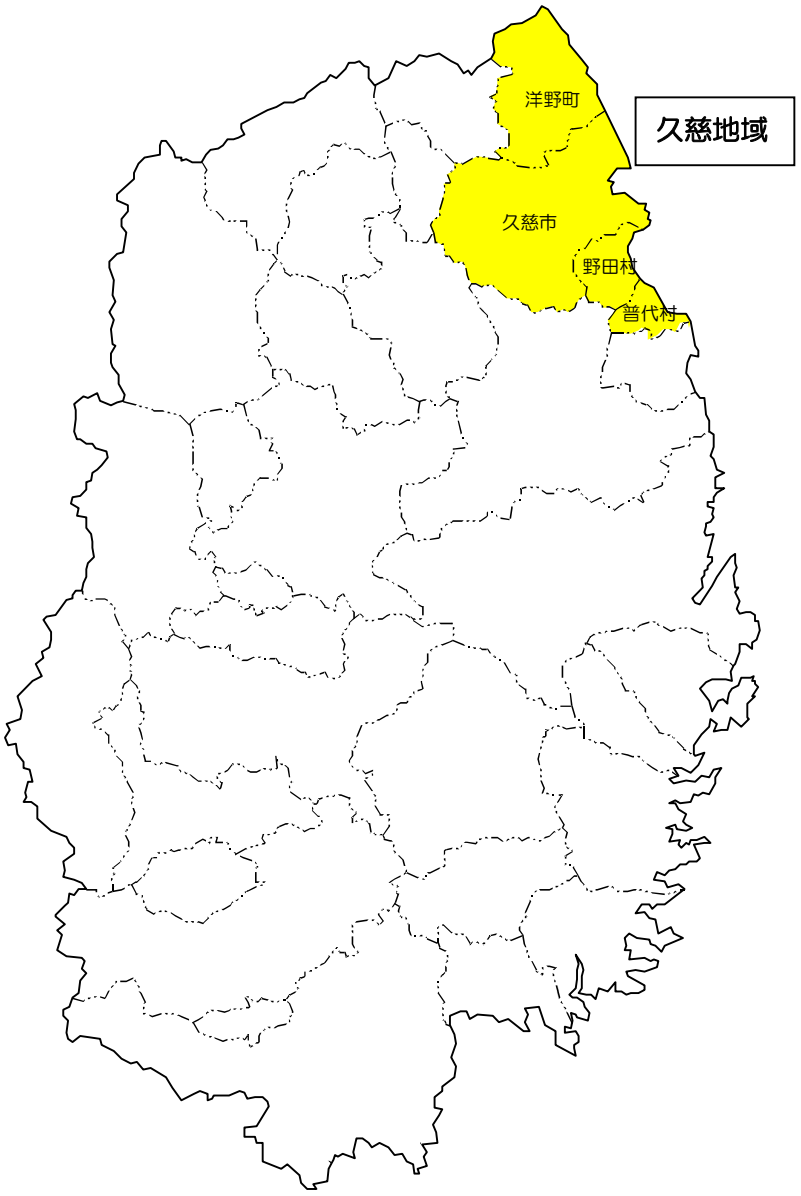
計画区域は青森県に隣接する本県の北東部に位置しており、計画区域全体の面積は1,076.88平方キロメートルで県全体の7.0%を占めている。

イ　人口

計画区域の人口は54,557人（令和２年国勢調査）で、この10年間で7,948人（△12.7%）減少しており、減少率は県全体の減少率9.0%を上回っている。

また、計画区域内の65歳以上人口の割合は、平成22年が28.1%、令和２年が36.8%と、この10年間で8.7ポイント上昇しており、県全体の高齢化を上回る速度で高齢化が進展している。

久慈地域雇用開発促進地域の区域



〔面　積〕

	面　　積	割　　合
計　画　区　域	1,076.88ｋ㎡	7.0%
岩　　手　　県	15,275.05ｋ㎡	100.0%

資料：国土交通省国土地理院「令和８年全国都道府県市区町村別面積調」

〔人口の推移〕　　（単位：人、%）

	総　　人　　口			増　減	65 歳以上人口比		
	H22 年	H27 年	R２年	(R2 年-H22 /H22 年)	H22 年	H27 年	R２年
計 画 区 域	62,505	59,279	54,557	△12.7%	28.1	32.1	36.8
岩　手　県	1,330,147	1,279,594	1,210,534	△9.0%	27.2	30.4	33.8

資料：総務省統計局「平成 22 年・27 年・令和２年国勢調査」

(3) 雇用開発促進地域とする要件の該当状況

ア 自然的経済的社会的条件

計画区域は、岩手県の北東部に位置しており、東側は太平洋に面し、北側は青森県に、西側は岩手県の内陸部に接し、南側には岩手県の沿岸地域が続いている。鉄道はＪＲ八戸線、三陸鉄道リアス線、道路は国道 45 号、281 号、395 号、三陸沿岸道路などが交通骨格を形成している。

地域内の１市役所１町役場２村役場は、それぞれ１時間程度で移動が可能であり、地理的条件により各市町村は経済的、社会的な結びつきが強く、二次医療圏域にもなっていることから、通勤、通学等の日常生活の面でも一体性を成している。

イ 地域の求職者及び求人の状況

計画区域においては、求職者の総数に比して雇用機会が不足しているため、求職者がその区域内で就職することが困難な状況にあり、その状態が今後も相当期間にわたり継続することが見込まれる。

具体的には、当地域の令和５年度から令和７年度における労働力人口に対する一般有効求職者数割合の月平均値が 3.2%となっており、全国の月平均以上となっている。一方、令和７年度の一般有効求人倍率の平均が 0.79 倍であり、全国の基準倍率以下となっていることから、雇用開発促進地域の要件に該当している。

〔指定要件の状況〕　（単位：%、倍）

	労働力人口に対する有効求職者の割合	一般有効求人倍率（月平均値）		常用有効求人倍率（月平均値）	
		５～７年度平均 2/3	７年度平均 2/3	５～７年度平均 2/3	７年度平均 2/3
全国	3.2	0.83	0.81	0.76	0.73
計画区域	3.2	0.76	0.79	0.75	0.78

（注１）一般有効求人倍率及び常用有効求人倍率の全国値は、実数に３分の２を乗じた数値＝基準倍率

資料：岩手労働局

(4) 地域雇用開発のための助成・援助等の措置を講ずる必要性

計画区域においては、他地域に比べ、雇用創出効果の高い産業の形成が不十分であることなどから、全国のみならず県央部との雇用環境の格差がなかなか縮まらない状況にある。

したがって、計画区域にあっては、求職者のための雇用機会の維持・創出をさらに図っていくことが必要であり、そのためには地域雇用開発促進法第３章に定める事業所の設置・整備に伴う地域求職者の雇入れに対する支援及び職業能力開発に対する支援等の措置を講ずる必要がある。

3　計画区域の雇用等の動向

(1)　求人数、求職者数及び求人倍率の動向

ア　求人数の動向

計画区域の有効求人数（原数値）は、令和５年度 7,730 人、令和６年度 8,178 人、令和７年度 8,323 人と増加した。

〔有効求人数の動向（一般及びパートを含む全数)〕　　（単位：人、％）

		令和５年度	令和６年度	令和７年度
有効求人者数		7,730	8,178	8,323
	対前年度比	△22.0	5.8	1.8

資料：岩手労働局

イ　求職者の動向

計画区域の有効求職数（原数値）は、令和５年度 10,907 人、令和６年度 10,477 人、令和７年度 10,515 人と横ばいとなっている。

〔有効求職者数の動向（一般及びパートを含む全数)〕　　（単位：人、％）

		令和５年度	令和６年度	令和７年度
有効求職者数		10,907	10,477	10,515
	対前年度比	△4.4	△3.9	0.4

資料：岩手労働局

ウ　有効求人倍率の動向

計画区域の有効求人倍率（原数値）は、令和５年度 0.71 倍、令和６年度 0.78 倍、令和７年度 0.79 倍と増加した。

〔有効求人倍率の動向（一般及びパートを含む全数)〕　　（単位：倍）

	令和５年度	令和６年度	令和７年度
計 画 区 域	0.71	0.78	0.79
岩　手　県	1.22	1.19	1.12

資料：岩手労働局

(2)　離職者の動向

計画区域の新規求職申込件数のうち、離職者数（新規求職申込件数の内数）の令和５年度、令和６年度及び令和７年度の割合は、それぞれ 58.9%、55.6%、53.5％と減少しているものの、離職者に占める自己都合離職者が約７割と高止まりしており、職場定着に課題が残るなど依然として厳しい状況となっている。

〔離職者の動向（常用、常用的パートタイムを含む。)〕　　（単位：人、％）

区分		実数			構成比		
		５年度	６年度	７年度	５年度	６年度	７年度
計画区域	新規求職申込み件数・・・・・①	2,729	2,550	2,505	100.0	100.0	100.0
	①　のうち離職者・・・・・②	1,608	1,418	1,340	58.9	55.6	53.5
	②　のうち事業主都合離職者	468	363	367	17.1	14.2	14.7
	②　のうち自己都合離職者	1,042	976	906	38.2	38.3	36.2
岩手県	新規求職申込み件数・・・・・①	60,478	57,238	57,049	100.0	100.0	100.0
	①　のうち離職者・・・・・②	33,181	32,047	31,404	54.9	56.0	55.0
	②　のうち事業主都合離職者	9,263	8,964	8,527	15.3	15.7	14.9
	②　のうち自己都合離職者	21,532	20,760	20,750	35.6	36.3	36.4

資料：岩手労働局

(3) 労働力人口の動態

計画区域の労働力人口は 27,890 人（令和２年国勢調査）で、この 10 年間で 2,883 人（△9.4%）減少しており、減少率は県全体の減少率 7.4%より大きくなっている。

〔労働力人口の推移〕　（単位：人、%）

区　域	労働力人口			増　減
	H22 年	H27 年	R２年	(R2 年-H22/H22 年)
計画区域	30,773　(4.5)	29,793　(4.5)	27,890　(4.4)	△9.4
岩 手 県	679,332　(100.0)	662,760　(100.0)	628,881　(100.0)	△7.4

（注）　労働力人口の（　）内は構成比

資料：総務省統計局「平成 22 年・27 年・令和２年国勢調査」

(4) 就業構造

計画区域の産業別就業者の割合は、令和２年の国勢調査によると、第１次産業 13.0%、第２次産業 28.9%、第３次産業 58.1%となっており、県全体と比べて第１次産業と第２次産業の割合が高く、第３次産業の割合が低い。

また、産業別（大分類）にみると、県全体と比べて、漁業や建設業の割合が高い一方で、卸売・小売業の割合が低いという就業構造となっている。

〔主な産業別就業者数（構成比)〕　（単位：%）

産業(大分類)		計画区域	岩手県
第１次産業		13.0	9.7
	農業、林業	9.5	9.0
	漁業	3.5	0.8
第２次産業		28.9	24.8
	鉱業、採石業、砂利採取業	0.1	0.1
	建設業	15.3	9.4
	製造業	13.5	15.2
第３次産業		58.1	65.5
	電気・ガス・熱供給・水道業	0.5	0.5
	情報通信業	0.2	1.1
	運輸業、郵便業	4.4	5.0
	卸売業、小売業	12.6	15.0
	金融業、保険業	1.1	1.8
	不動産業、物品賃貸業	0.7	1.3
	学術研究、専門・技術サービス業	1.4	2.2
	宿泊業、飲食サービス業	4.0	5.0
	生活関連サービス業、娯楽業	2.9	3.3
	教育、学習支援業	4.5	4.6
	医療、福祉	13.8	14.3
	複合サービス業	1.9	1.3
	サービス業（他に分類されないもの）	5.2	5.7
	公務（他に分類されるものを除く）	4.8	4.2
合　　計		100.0	100.0

資料：総務省統計局「令和２年国勢調査」を基に作成

４　計画区域の雇用開発の目標

計画区域の地域雇用開発の目標は、次のとおりとする。

〔雇用開発の目標〕

項　　目	目　標　値（期間累計）
①地域雇用開発助成金支給対象者数	８人
②産業振興施策による雇用創出数	１７４人
③就職件数（一般）	３，４８０件

５　計画区域内の地域雇用開発を促進するための方策

(1)　地域雇用開発の促進のための措置

ア　新たな雇用機会の開発の促進に関する事項

計画区域において、事業所の設置・整備に伴い、地域内に居住する求職者を継続して３人以上雇用する事業主に対して、国の地域雇用開発助成金制度等の周知に努め、その活用を促進する。関係機関と連携し、特に、雇用吸収力のある企業誘致の促進や地場産業の育成によって、新卒者から中高年齢者まで幅広い年齢層の雇用の拡大を図る。

イ　職業能力開発の推進に関する事項

認定職業訓練団体等関係機関・団体との連携の下、計画区域の職業能力開発に対するニーズを踏まえつつ、必要となる労働力の確保・育成を支援する。

また、進出企業、地元企業の事業展開等に際して、関係機関が実施する支援制度等の活用が図られるよう連携しながら、企業内教育訓練等の職業能力開発が行われるよう努める。

ウ　労働力需給の円滑な結合の促進に関する事項

広域振興局等に配置している就業支援員等の活用により、公共職業安定所などの関係機関と連携を図りながら、地域の労働市場の状況及び雇用に関する情報の積極的な収集を行うとともに、必要に応じて、企業や事業主等（以下「事業主等」という。）に対しての情報提供を行う。

エ　各種支援措置の周知徹底に関する事項

広域振興局等に配置している就業支援員等により、国及び県の各種支援措置が効果的に活用されるよう、事業主等が活用できる助成金等の情報提供を積極的に行うとともに、その活用を促進する。また、国、県が連携し、岩手労働局や岩手県のホームページ、県広報誌への掲載、パンフレットの配布、各種会議における説明、行政窓口での対応などにより、各種支援措置の広報や周知に努める。

オ　地域雇用開発の効果的な推進に関する事項

地域雇用開発の方向性について共通認識を形成し、地域雇用開発を効果的に推進していくため、計画区域の久慈市、洋野町、野田村、普代村、商工関係団体など、関係機関との意思疎通を図りながら、地域雇用開発の方向性について共通認識を形成し、各助成金等の周知、職業能力開発、労働力のマッチング、若者・女性の県内定着、Ｕ・Ｉターン人材の確保等に努める。

(2) 地域雇用開発の促進に資する岩手県の取組

ア 地域経済や暮らしを支える社会基盤の整備

物流の効率化など生産性の向上や観光振興を図るため、港湾と内陸部を結ぶ道路、都市間や観光地を結ぶ道路等の整備に取り組む。

また、三陸沿岸地域の産業を支援するため港湾施設の整備に取り組む。

イ 産業の振興と企業誘致

（ア） 地域資源を生かした食産業の振興

燃料・資材価格等の高止まりや人手不足など、事業者が抱える多様な経営課題に応じ、きめ細かい支援を行うとともに、事業者の経営規模や業種、業態、事業規模に応じ、各種支援機関や商工団体と連携し、経営者等の取組を支援する。

また、地域の優れた農林水産物を活用した加工食品や食料品の認知度向上や消費拡大を目的に地域内外への情報発信に取り組む。

（イ） 特色ある地域資源を活用した観光の振興

歴史・文化資源や自然・景観資源に加え、みちのく潮風トレイル、地域ならではの食や食材、工芸など特色ある地域資源を活用した観光を推進するとともに、体験型観光・教育旅行等の受入態勢を整備する。

また、地域内外からの誘客を促進するため、隣接する八戸圏域等と連携した広域観光を推進するとともに、各種イベントやSNS等を活用した魅力発信など、地域の観光情報を効果的に発信し、交流人口・関係人口の拡大を図る。

（ウ） ものづくり産業の振興

産学官が連携して、地域の特性を生かした事業活動を行う企業へのデジタル技術の活用や経営革新等による生産性向上の支援など、企業の経営課題に応じた個別支援をはじめ、久慈地域を特徴付けている衣服製造企業等の認知度向上や、次世代を担うものづくり人材の育成を進め、企業の誘致や事業拡大、これらを支える人材確保に取り組む。

ウ 地域未来投資促進法に基づく地域産業活性化

久慈地域を含む県内全域を区域として、地域未来投資促進法に基づく基本計画を経済産業大臣の同意を得ており、経済産業省等の各支援策を活用しながら、地域経済を牽引する事業者の支援や産業活性化に取り組んでいる。

計画地域内の地域産業活性化計画

促進区域	基本計画同意日	計画期間	要件	
			地域特性	付加価値、経済的効果
岩手県全域（雇用開発計画における市町村：久慈市、洋野町、野田村、普代村）	令和６年４月１日	令和６年度～令和10年度	①成長ものづくり分野 ②農林水産業・地域商社分野 ③デジタル分野 ④観光・スポーツ・文化・まちづくり分野 ⑤環境・エネルギー分野 ⑥ヘルスケア・教育サービス分野	付加価値額増加分：4,100万円以上 区域内事業者間の取引額：５％以上増

６ 計画期間

計画期間は、厚生労働大臣の同意を得た日から３年間とする。